



日本版 401 (k) の税制への疑問

日本版 401 (k) の自民党案 (6 月 8 日付) に対して、賛否いろいろな意見が出されているが、ここでは「現行貯蓄制度との税制上の公平性」について考えたい。

現在の個人貯蓄税制は、マル優廃止により、原則、分離課税方式を採用しており、貯蓄保険なども払込保険料を超える利子に課税している。ところが、今回の案の確定拠出制度は、年金だけでなく一時金受取を認めたため、貯蓄と老後引退所得の線引きが曖昧になってしまった。もしも、確定拠出制度で、20%もの利子課税を実施すると、手数料コストと合わせて、利回りを大きく押し下げ、全く魅力がなくなってしまうだろう。しかし、当制度だけ非課税とすると、類似の貯蓄制度との均衡を欠くこととなり、預貯金や財形、社内預金の相当部分が確定拠出制度にシフトすることになるだろう。

前哨戦は終わったが、そもそも何のための制度か、既存制度との関係をどう位置づけるのかにつき、明確な指針が示されないと、混乱を招くだけであろう。

《目次》

- ・ 年金会計：退職給付の積立不足と株価
- ・ 年金制度：株式現物拠出の条件と効果 (下)
- ・ 証券市場：拡大する株式投資機会への対応